

## SSBJ 基準準拠のサステナビリティ情報開示

—2027年3月期からの有価証券報告書での順次義務化に向けて—

江夏 あかね、五島 佐保子

### ■ 要 約 ■

1. 金融庁の金融審議会に設置されたサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループは2026年1月8日、サステナビリティ情報開示の方向性をまとめた報告を公表した。
2. 必要な法改正を経て、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示が、プライム市場上場の時価総額の大きな企業から2027年3月期より順次義務化される予定となった。適用対象企業は、(1) SSBJ 基準への準拠、(2) 4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）について開示、(3) 義務化の翌年から保証を取得、することが求められることになる。
3. 日本企業のサステナビリティ情報開示は近年、人的資本、気候変動等のテーマを中心に充実化してきた。一方、企業のサステナビリティ情報開示体系に課題があるとの見方をする投資家も存在するようだ。
4. サステナビリティ情報開示が今後、効果的かつ実効性のあるものになるための主な注目点としては、(1) 2つ（構成要素同士、サステナビリティ情報と財務面）のつながりの確保、(2) 開示体系の精査、(3) 読み手を意識した継続的な質の改善、が挙げられる。特に、主要読者と想定される投資家は、サステナビリティ要素が損益等を通じて企業価値にどのような影響を及ぼす可能性があるかを中心に、開示情報を読むと想定される。そのような中、開示内容の説得力を上げるためには、構成要素同士のつながりに加え、サステナビリティ情報と財務のつながり、すなわちサステナビリティへの取り組みが財務の数字につながることをしっかりと確保する形で見せることが大切になると考えられる。

### 野村資本市場研究所 関連論文等

- ・ 佐原珠美「企業の開示情報の最適化に向けて—読み手の期待に応える情報開示体系の構築—」『野村サステナビリティクォーターリー』2025年秋号。
- ・ 江夏あかね「重要性が高まる非財務情報開示と今後の論点」『野村サステナビリティクォーターリー』2022年秋号。

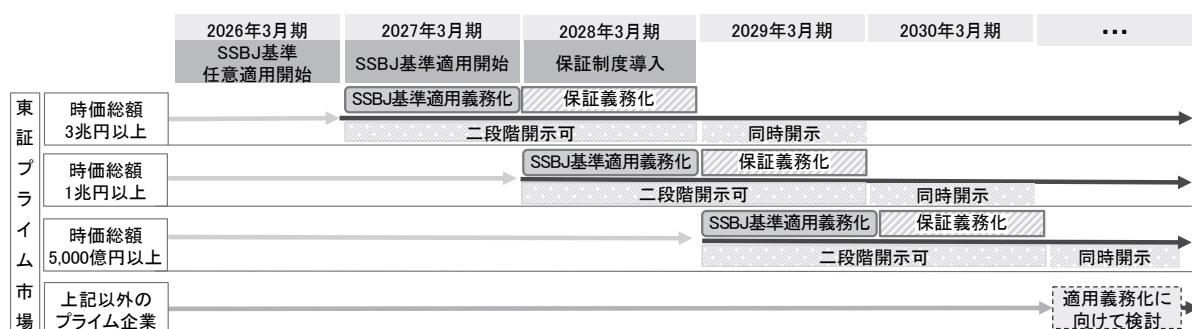
## I SSBJ 基準準拠のサステナビリティ情報開示の義務化へ

日本において、有価証券報告書でサステナビリティ基準委員会（SSBJ）基準（後述参照）準拠のサステナビリティ情報開示が、2027年3月期からいよいよ義務化される予定となった。金融庁の金融審議会に設置されたサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループは2026年1月8日、サステナビリティ情報開示の方向性をまとめた報告<sup>1</sup>を公表した（図表1参照）。同報告では、（1）プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から2027年3月期より順次、SSBJ基準に準拠した有価証券報告書の作成を義務付け、（2）義務化の開示時期の翌年から保証を義務付け、等が挙げられた。2026年2月8日に実施された衆議院議員総選挙後開催の特別国会の方向性にもよるが、金融庁は報告の内容を踏まえた金融商品取引法改正案の国会への提出を目指すと思われる。

本稿では、日本におけるサステナビリティ情報<sup>2</sup>開示の義務化をめぐる動向やSSBJ基準準拠の情報開示におけるポイントとともに、企業や投資家等によるサステナビリティ情報開示に関する対応状況や見方を概観し、今後の注目点を論考する。

図表1 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告（概要、抜粋）

開示基準の適用	<input type="checkbox"/> グローバルな投資家との建設的な対話を志向する <b>プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける</b> <input type="checkbox"/> SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り <b>適用開始</b> する i. 時価総額 <b>3兆円以上</b> の企業： <b>2027年3月期</b> ii. 時価総額 <b>3兆円未満1兆円以上</b> の企業： <b>2028年3月期</b> iii. 時価総額 <b>1兆円未満5,000億円以上</b> の企業： <b>2029年3月期</b> （注1）時価総額5,000億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討 （注2）「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定 <input type="checkbox"/> 経過措置としての <b>二段階開示</b> は、 <b>適用開始から2年間</b> とする
	<input type="checkbox"/> <b>開示基準の適用義務化の開始時期の翌年から保証を義務付ける</b> <input type="checkbox"/> <b>保証範囲は当初2年間は限定</b> （3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）。保証業務実施者を <b>登録制（法人）</b> とし、 <b>監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能とする</b>



（注） 太字は原文による。

（出所）金融庁「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告（概要）」2026年1月8日、より野村資本市場研究所作成

<sup>1</sup> 同ワーキング・グループが2025年7月17日に公表した中間論点整理において、2025年中を目途に結論を出すことが適当とされていた残る審議事項について最終報告として公表された（金融庁「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」2026年1月8日）。

<sup>2</sup> 金融庁では、サステナビリティ情報について「国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられる」と説明している（金融庁「記述情報の開示に関する原則（別添）—サステナビリティ情報の開示について—」）。

## II 日本におけるサステナビリティ情報開示の義務化をめぐる動向

日本におけるサステナビリティ情報開示の義務化は、2020年代に入って進められてきた（図表2参照）。

図表2 日本におけるサステナビリティ情報開示の義務化等をめぐる主な動き

項目	詳細
2021年11月	国際会計基準(IFRS)財団、「国際サステナビリティ基準審議会」(ISSB)の設置を公表
2022年7月	日本の財務会計基準機構(FASF)内に、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)設立
2023年1月	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正により、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、サステナビリティ情報の開示が求められることに。また、女性活躍推進法等に基づく女性管理職比率・男性の育児休業取得率・男女間賃金格差といった多様性の指標に関する開示も求められることに。両方ともに2023年3月期決算企業から適用
2023年6月	ISSB、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」を公表
2025年3月	SSBJ、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」、サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」、同2号「気候関連開示基準」を公表
2026年3月期～(予定)	人的資本開示の拡充へ(企業戦略と関連付けた人材戦略と、それを踏まえた従業員給与等の決定方針等)
2027年3月期～(予定)	プライム市場上場の時価総額3兆円以上の企業にSSBJ基準適用
2028年3月期～(予定)	プライム市場上場の時価総額3兆円未満1兆円以上の企業にSSBJ基準適用
2029年3月期～(予定)	プライム市場上場の時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業にSSBJ基準適用

(出所) 各種資料、より野村資本市場研究所作成

### 1. 内閣府令等の改正を通じたサステナビリティ情報開示の義務化

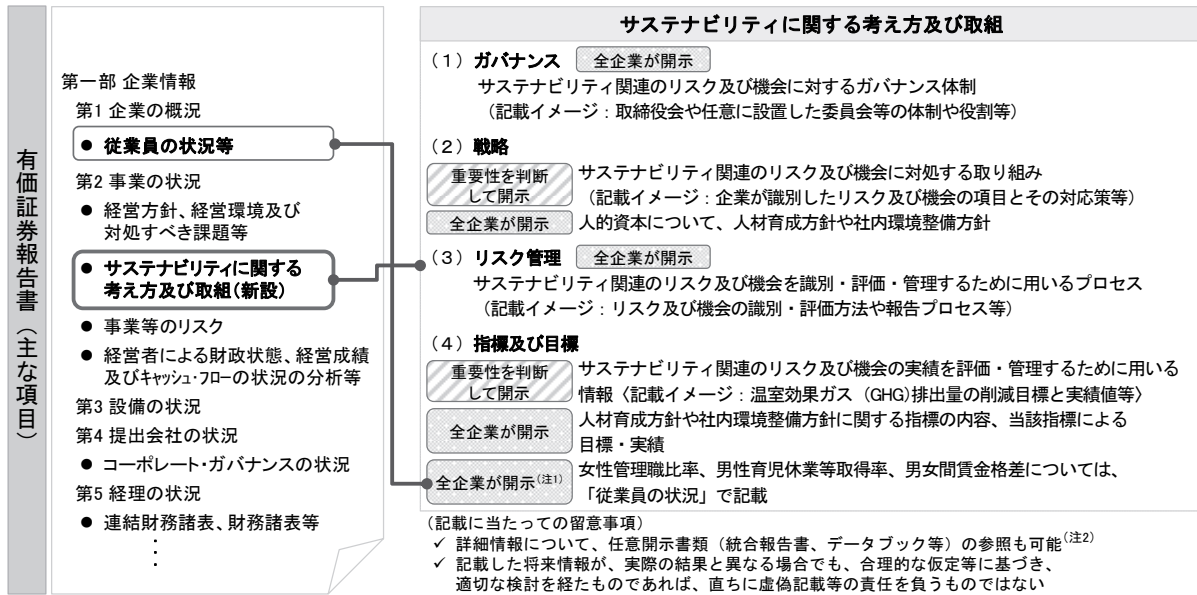
日本では2023年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等が改正された。これにより、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、サステナビリティ情報の開示が求められることとなった（図表3～4参照）。具体的には、(1)「ガバナンス」と「リスク管理」は全企業、(2)「戦略」及び「指標及び目標」は各企業が重要性を踏まえて開示を行うこととされた。

加えて、有価証券報告書等の「従業員の状況」の記載において、女性活躍推進法等に基づく女性管理職比率・男性の育児休業取得率・男女間賃金格差といった多様性の指標に関する開示も求められることとなった<sup>3</sup>。これらの改正は、金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループが2022年6月に公表した報告<sup>4</sup>における提言を踏まえたものであり、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から、すなわち2023年3月期決算企業から適用となった。

<sup>3</sup> なお、金融庁が2025年11月26日～12月26日にかけて実施した「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントでは、従業員給与・報酬に関する記載事項を集約するとともに、新たに「企業戦略と関連付けた人材戦略」等の開示を求める方向が示された（金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令』（案）等に対するパブリックコメントの実施について」2025年11月26日）。

<sup>4</sup> 金融庁「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ 報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて」2022年6月13日。

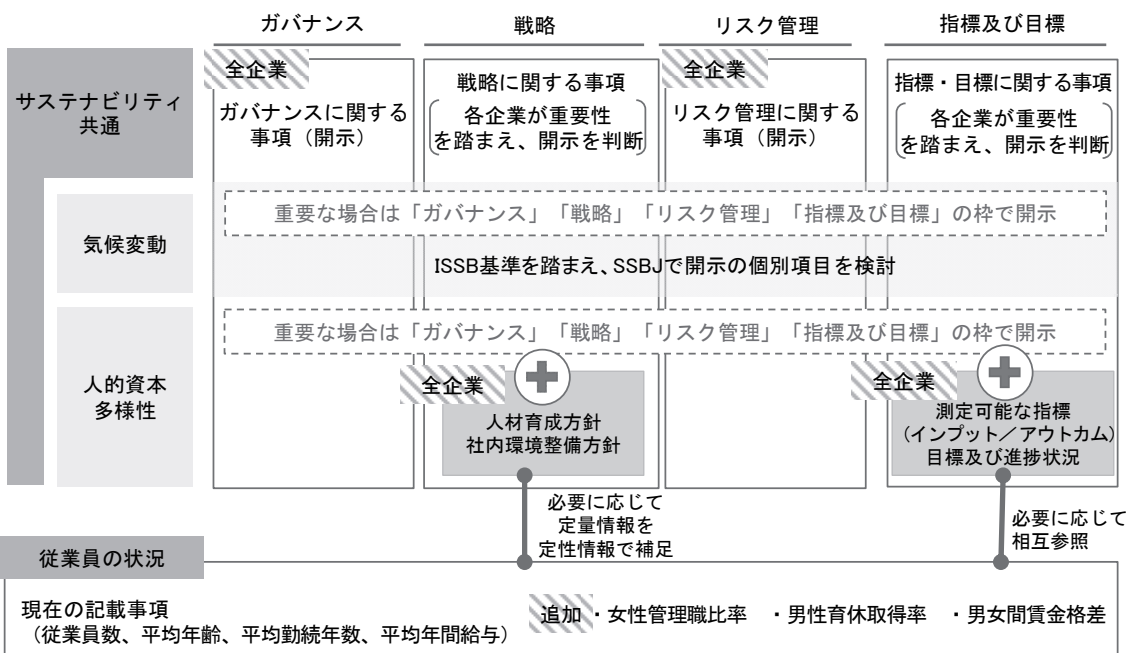
図表3 サステナビリティ情報の「記載欄」における記載事項



- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(2005年法律第64号)」または「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(1991年法律第76号)」に基づく情報の公表を行っている企業が対象となる。  
 2. 任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない。

(出所) 金融庁「サステナビリティ情報の記載欄の新設等の改正について(解説資料)」、より野村資本市場研究所作成

図表4 サステナビリティ開示の概観



(出所) 金融庁「サステナビリティ情報の記載欄の新設等の改正について(解説資料)」、より野村資本市場研究所作成

## 2. サステナビリティ開示基準の準拠と保証制度の確立

### 1) 金融審議会における新たなワーキング・グループの設置

前述のように、日本において 2023 年 3 月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が始まったものの、当初はどの基準に準拠した開示を行うかについては規定されていなかった。内閣府令等の改正が行われた 2023 年 1 月 31 日時点では、国際会計基準（IFRS）財団が設置した国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がサステナビリティ開示基準を開発中であった。

その後、ISSB が 2023 年 6 月に国際基準として ISSB 基準（IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」）を公表し、日本でも、財務会計基準機構（FASB）内に設立された SSBJ にて、日本におけるサステナビリティ開示基準（SSBJ 基準）の開発が進められることとなった。

このような状況下、金融庁では、（1）投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証の在り方について議論が進んでいる、（2）日本において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要、という問題意識の下、2024 年 3 月に金融審議会にサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを設置した<sup>5</sup>。

### 2) SSBJ 基準の公表

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの議論が進む中で、SSBJ は 2025 年 3 月、（1）ユニバーサル基準（「サステナビリティ開示ユニバーサル基準：サステナビリティ開示基準の適用」）、（2）テーマ別基準（「サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号：一般開示基準」、「サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号：気候関連開示基準」）を公表した（図表 5 参照）。

SSBJ 基準は、基準の読みやすさを優先すべく、S1 号、S2 号で構成される ISSB 基準とは異なり、ユニバーサル基準と 2 つのテーマ別基準という構成となっている（図表 6 参照）。また、SSBJ では、基準の開発にあたって国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするべく、原則として ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れるものの、相応の理由が認められる場合には、SSBJ 独自の取り扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取り扱いを選択することを認めることとしている。

<sup>5</sup> 金融庁「事務局説明資料」第 1 回金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ資料、2024 年 3 月 26 日。

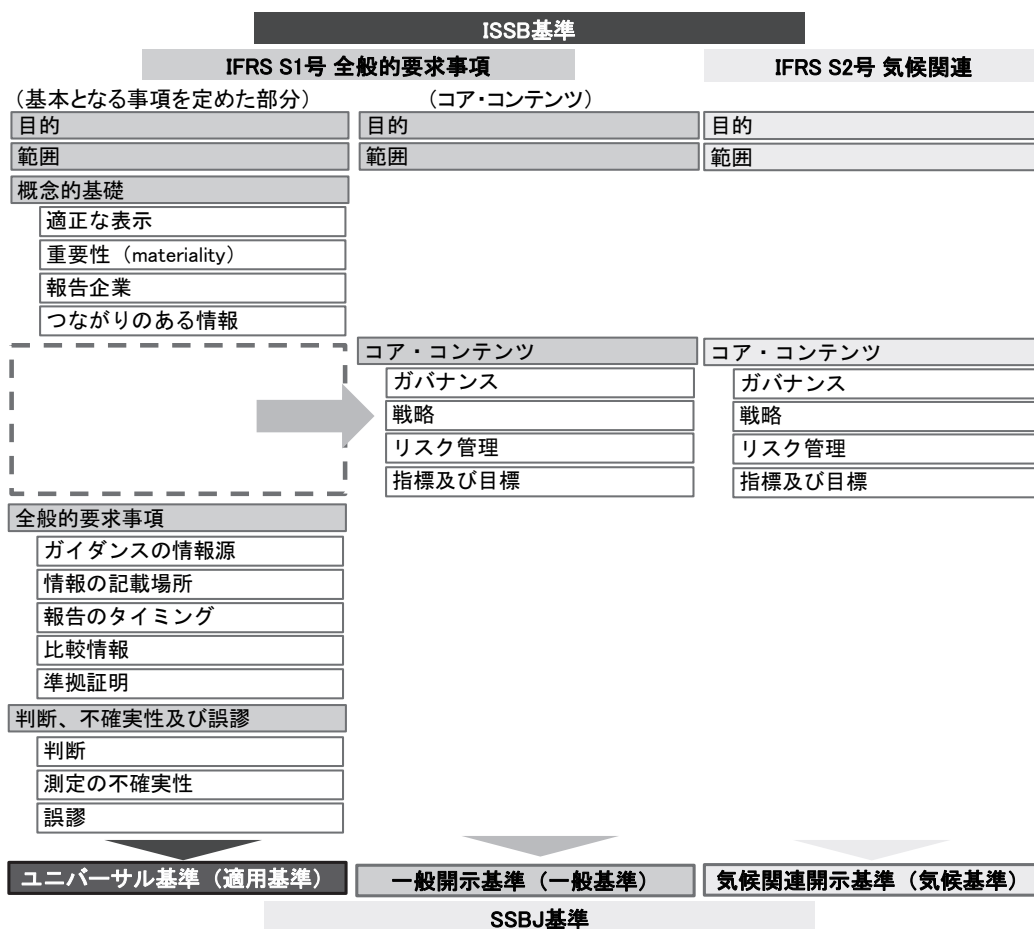
図表5 SSBJ 基準の概要

項目	詳細
<b>ユニバーサル基準(適用基準)</b>	
目的	サステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合における、基本となる事項(IFRS S1 号の「コア・コンテンツ」に相当する定め以外の定め)を示すこと
報告企業	関連する財務諸表と同じ報告企業
報告期間	財務諸表と同じ報告期間
報告のタイミング	財務諸表と同時に報告
情報の記載場所	財務諸表とあわせて開示
表示の単位	数値の表示に用いる単位を開示(グラム[g]、ジュール[J]等)
法令との関係	法令により開示が禁止されている場合、開示する必要はない
商業上の機密	サステナビリティ関連の機会に関する情報について、商業上の機密情報として一定の要件をすべて満たす場合に限り、開示しないことができる
リスク及び機会の識別	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、以下が要求される (1) SSBJ 基準を適用 (2) サステナビリティ会計基準審議会(SASB)スタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮
開示要求の識別	開示要求を識別するにあたり、以下が要求される (1) リスクまたは機会に適用される SSBJ 基準を適用 (2) 適用される SSBJ 基準がない場合、SASB スタンダードに含まれている開示トピックに関連した指標を参照し、その適用可能性を考慮
重要性がある情報の開示	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示
コネクティビティ	情報が関連する項目間、サステナビリティ開示内、サステナビリティ開示と財務諸表におけるつながりを理解できる情報を提供
公表承認日	サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示
後発事象	公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、当該状況に関連する開示を更新 公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合、開示
比較情報	当報告期間に開示されるすべての数値並びに有用な説明的及び記述的情報について、前報告期間に係る比較情報を開示(経過措置あり)
<b>一般開示基準(一般基準)</b>	
目的	財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(IFRS S1 号の「コア・コンテンツ」に相当する定め)について定めること
コア・コンテンツ	ガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供
<b>気候関連開示基準(気候基準)</b>	
目的	財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示(IFRS S2 号に相当する定め)について定めること
コア・コンテンツ	気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言を踏まえ、気候関連のリスク及び機会に関して、ガバナンス、戦略(シナリオ分析に基づく気候レジリエンスの評価を含む)、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供
産業横断的指標等	以下の産業横断的指標カテゴリーに関連する情報の開示 (1) スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 の GHG 排出、(2) 移行リスク、(3) 物理的リスク、(4) 機会、(5) 資本投下、(6) 内部炭素価格、(7) 報酬
GHG 排出	原則として GHG プロトコルを用いることが要求されるが、法域の当局または企業が上場する取引所が異なる方法を用いることを要求している場合(例えば地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法))、当該方法を用いることができる
スコープ 2	ロケーション基準による GHG 排出量の開示に加え、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない ただし、マーケット基準によるスコープ 2GHG 排出量の開示により、契約証書に関する情報の提供に代えることができる
スコープ 3	カテゴリー別にスコープ 3GHG 排出量を開示 資産運用、商業銀行、保険に関する活動の 1 つ以上を行っている場合、ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報を開示
産業別の指標	産業別の指標のうち、主なものを開示 開示する産業別の指標を決定するにあたり、ISSB の「産業別ガイダンス」を適用することは要求されないものの、参照し、その適用可能性を考慮しなければならない
気候関連の目標	気候関連の目標がある場合、当該目標に関する情報を開示(GHG 排出目標を含む)

(注) 太字は原文による。

(出所) サステナビリティ基準委員会(SSBJ)「SSBJ 基準の概要」第6回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ資料、2025年4月、より野村資本市場研究所作成

図表 6 SSBJ 基準と ISSB 基準の構成



(出所) サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) 「SSBJ 基準の概要」第 6 回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ資料、2025 年 4 月 21 日、より野村資本市場研究所作成

### 3) ワーキング・グループの報告の主なポイント

SSBJ 基準の内容等も踏まえて、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループが 2026 年 1 月 8 日に公表した報告の主なポイントとしては、(1) 開示基準の適用、(2) 保証、が挙げられる (前掲図表 1 参照)。

#### (1) 開示基準の適用

サステナビリティ情報開示の適用開始時期や第三者保証制度の導入時期は、諸外国の動向等を注視しながら検討する必要があるとした上で、グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業を対象に、時価総額<sup>6</sup>の大きな企業から順次 SSBJ 基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付けるとした。

<sup>6</sup> 時価総額は、「有価証券報告書の対象事業年度の前事業年度の末日及びその前 4 事業年度の末日における時価総額の平均値により判定」する旨が示された (金融庁「『企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令』(案)等に対するパブリックコメントの実施について」2025 年 11 月 26 日)。

その上で、適用開始スケジュールについて、(1) 時価総額 3 兆円以上の企業は 2027 年 3 月期、(2) 時価総額 3 兆円未満 1 兆円以上の企業は 2028 年 3 月期、(3) 時価総額 1 兆円未満 5,000 億円以上の企業は 2029 年 3 月期、(4) 時価総額 5,000 億円未満の企業への SSBJ 基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討、とされた<sup>7</sup>。

また、経過措置として、二段階開示が示された。すなわち、SSBJ 基準の適用開始後 2 年間は、有価証券報告書提出後に、SSBJ 基準に沿った情報開示を行う二段階開示が認められることになる。二段階開示を行う媒体は、有価証券報告書の訂正報告書とし、提出期限は半期報告書の提出期限とすることとされた。

なお、ワーキング・グループでは、有価証券報告書の提出期限の延長（事業年度経過後 3 月以内から 4 月以内）についても検討されたが、報告では、「事業年度経過後 3 月以内とする現行制度を維持することが適切と考えられる」と記された。ただし、現行制度ではやむを得ない理由により、事業年度経過後 3 月以内に提出できないと認められる場合には、内閣総理大臣の承認を得た期間内に提出することができるが<sup>8</sup>、円滑な制度導入のため、企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）の改正により、制度導入の初期段階の承認プロセスを明確化し、個別的な対応として、延長承認の制度を柔軟に活用できるようにする方針が示されている。

## (2) 保証

サステナビリティ情報の保証<sup>9</sup>については、開示基準の適用義務化の開始時期の翌年から義務付けるとした。そして、(1) 国際基準と整合性が確保された基準に準拠して保証を実施、(2) 保証範囲は当初 2 年間限定で、3 年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討、(3) 保証業務実施者を登録制（法人）とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能とする、とされた。

1 点目の国際基準としては、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000、国際品質マネジメント基準第 1 号（ISQM1）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の国際サステナビリティ倫理・独立性基準（IESSA）を指すとされた（図表 7 参照）。

<sup>7</sup> 中間論点整理において、時価総額 1 兆円未満 5,000 億円以上の企業への SSBJ 基準の適用開始時期は、2025 年中を目途に結論を出すことが適切とされていた（金融庁「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理」2025 年 7 月 17 日）。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第 24 条、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2、企業内容等の開示に関する留意事項（企業内容等開示ガイドライン）24-13。

<sup>9</sup> 保証（assurance）とは、主題情報に信頼性を付与することであり、法律上の保証（guarantee）や保険（insurance）とは意味の異なるもの。保証業務は、適合する規準によって主題を測定または評価した結果である主題情報に信頼性を付与することを目的として、業務実施者が、十分かつ適切な証拠を入手し、想定利用者（主題に責任を追う者を除く）に対して、主題情報に関する結論を報告する業務（日本公認会計士協会「保証業務とは？」『Sustainability Assurance Insights』Vol. 1、2023 年 4 月 28 日）。

図表 7 ISSA5000 及び IESSA の概要

項目	詳細
ISSA5000	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAASB が、保証基準が世界的に断片化するリスクを低減し、サステナビリティ保証を求める利害関係者の期待を受けてサステナビリティ保証に関する国際基準として開発し、2024 年 9 月に最終化</li> <li>幅広く実務で活用されている国際保証業務基準 (ISAE) 3000 や国際監査基準 (ISA) の適切な要素を取り入れて、質の高いサステナビリティ保証業務のための基準を開発。原則主義の全般的な要求事項を定めた包括的な基準としつつ、必要な詳細規定も設定 (例: グループサステナビリティ保証、バリューチェーン、外部専門家等の業務の利用等)</li> <li>あらゆるサステナビリティピックに適用可 (例: 気候変動、人的資本等)</li> <li>あらゆるサステナビリティ報告の枠組みに適用可能 (例: ISSB 基準、欧州サステナビリティ報告基準 [ESRS]、SSBJ 基準等)</li> <li>保証水準は、限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務について規定</li> <li>公共の利益に資する質の高いサステナビリティ保証業務の実施を支える基本的な前提として、ISQM1<sup>(注)</sup> 若しくは適切な当局等がそれと同等と認めた品質管理基準の遵守及び IESBA 倫理規程若しくは当局等がそれと同等と認めた倫理・独立性の要求の遵守が求められる</li> </ul>
IESSA	<ul style="list-style-type: none"> <li>IESBA が、質の高いサステナビリティ保証のための倫理・独立性基準に対する利害関係者の期待を受けて、サステナビリティ保証に関する国際倫理・独立性基準として開発し、2024 年 12 月に最終化</li> <li>質の高いサステナビリティ保証を支えるため、既存の財務諸表監査に係る IESBA 倫理・独立性基準と同水準の規定とし、バリューチェーン情報提供企業に係る独立性確認等のサステナビリティ特有の事項に関する規定を追加 (例: 非保証業務との同時提供禁止、ローテーション、報酬の開示、違法行為等への対応等)</li> <li>サステナビリティ報告に関する保証業務に焦点を当てた、独立した規定として開発 (既存の IESBA 倫理基準の中に独立した章 [パート 5] を新設して、サステナビリティ保証に関する倫理基準を規定)</li> <li>あらゆる開示基準を適用したサステナビリティ情報の開示や、あらゆる保証基準 (ISSA 5000 等) を適用したサステナビリティ報告に関する保証業務に適用可能</li> <li>保証水準について、限定的保証及び合理的保証の双方の保証業務に同様の規定を設定</li> <li>監査等に係る規定とあわせて開発された外部専門家の業務の利用に関する倫理規定を設定</li> </ul>

(注) ISQM1 は、IAASB が 2020 年 12 月に公表した監査事務所における品質マネジメントに関する基準。

(出所) 金融庁「事務局説明資料」第 1 回金融審議会 サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ資料、2025 年 2 月 12 日、日本公認会計士協会「ISQM1、ISQM2、ISA220 (改訂) の概要及び現行の実務指針との比較」2021 年 2 月 4 日、より野村資本市場研究所作成

2 点目について、(1) 保証範囲としては、第三者保証制度の適用開始時期から 2 年間は、有価証券報告書等におけるサステナビリティ関連財務開示のうち、スコープ 1 と 2 の温室効果ガス (GHG) 排出量、ガバナンス及びリスク管理に対する第三者保証を義務付けることとし、3 年目以降については国際動向等を踏まえ、今後検討することが適当、(2) 保証水準は企業に過度な負担を課すことなく、第三者保証制度を円滑に導入するためには、限定的保証とし、合理的保証への移行の検討は行わないことが適当、と記された<sup>10</sup>。

3 点目の保証業務実施者の登録業者について、登録要件等に関する内容が示された (図表 8 参照)。

<sup>10</sup> 保証業務は信頼性の度合い (保証水準) によって「限定的保証業務」と「合理的保証業務」に分けられる。限定的保証業務は、結論を表明する基礎として、業務実施者が保証業務リスク (業務実施者が虚偽表示 [間違い] があるのに見逃してしまうリスク) を個々の業務の状況において受入可能な水準に抑えるが、保証業務リスクの水準が、合理的保証業務に比べてより高く設定されるもの。合理的保証業務は、結論を表明する基礎として、業務実施者が保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な低い水準に抑えた保証業務 (日本公認会計士協会「限定的保証と合理的保証」『Sustainability Assurance Insights』Vol. 6、2024 年 12 月 26 日)。

図表 8 登録業者の規制概要

項目	詳細
登録要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>業務執行責任者の設置など人的体制整備</b> (業務執行責任者へサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求)</li> <li>・ <b>品質管理部門の設置など必要な業務体制の整備、一定の財産的基礎</b> 等</li> </ul>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際基準(倫理・独立性基準)で求められる義務の順守</li> <li>・ 具体的には、<b>守秘義務、一定の非保証業務との同時提供禁止、業務執行責任者のローテーション</b> 等</li> <li>・ 登録業者への<b>検査・監督は当面</b>(自主規制機関ではなく)<b>金融庁</b>において実施</li> </ul>
エンフォースメント <sup>(注3)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録業者の法令違反等に対する行政処分(課徴金、業務改善命令等)を規定</li> <li>・ <b>虚偽「保証」</b>について<b>故意過失の立証責任が転換された民事責任を規定</b><sup>(注2)</sup></li> </ul>

- (注) 1. 太字は原文による。
2. 企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任(立証責任が転換された責任)を負わないこととされている(いわゆるセーフハーバー・ルール)。この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないこととする。なお、セーフハーバー・ルールは、金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、議論が行われたところである。
3. 任意の保証(有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること等)については、(1) 開示された情報がSSBJ基準に基づいていること、(2) 登録された保証業務実施者による保証であること、(3) 国際基準(ISSA5000等)と整合性が確保された基準による保証であることを満たす場合、有価証券報告書等に保証報告書を添付可能とする。
- (出所) 金融庁「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告(概要)」2026年1月8日、より野村資本市場研究所作成

### III 企業におけるサステナビリティ情報開示の状況

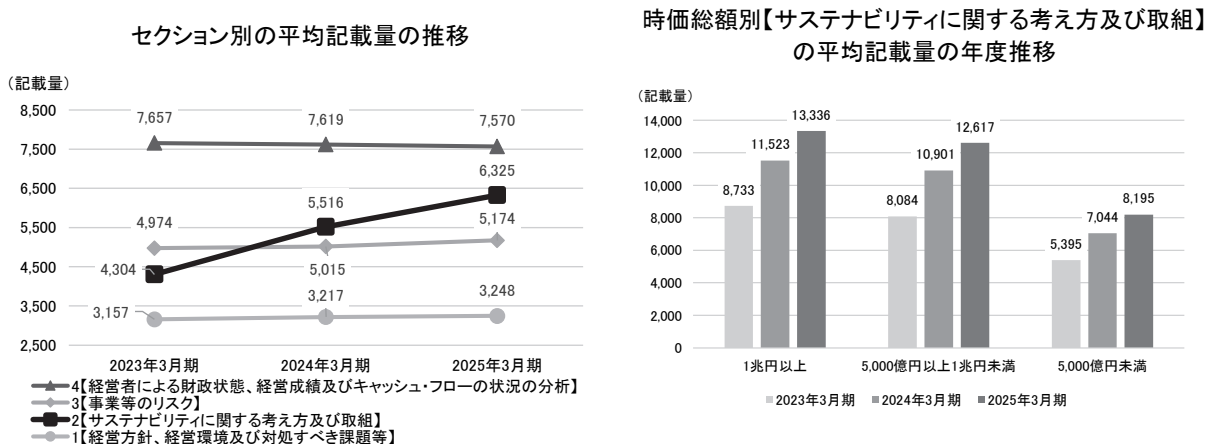
日本企業は近年、サステナビリティ情報開示を拡充する傾向が見られている。本章では、デロイトトーマツグループ(デロイトトーマツ)が2025年10月に公表した有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析結果と、金融庁が同年12月に公表した記述情報の開示の好事例集に基づき、情報開示の状況を概観する<sup>11)</sup>。これらの調査集計結果に基づくと、(1) サステナビリティ情報に関する記載文字量の増加、(2) テーマ別では、人的資本、気候変動等が中心、(3) サステナビリティ情報の要素同士のつながりは途上、等の傾向が観察される。

#### 1. サステナビリティ情報に関する記載文字量の増加

デロイトトーマツの集計によると、有価証券報告書の【事業の状況】における4つのセクション(【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【サステナビリティに関する考え方及び取組】、【事業等のリスク】、【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】)の平均記載量(文字数)を分析した結果、(1) サステナビリティ情報に関する記載文字量が2023年3月期から2025年3月期にかけて約1.5倍に増加、(2) サステナビリティ情報が有価証券報告書全体に占める割合も増える傾向、(3) 時価総額が大きい企業ほど記載量が多い傾向、が見られた(図表9参照)。また、調査結果では、サステナビリティ関連の評価項目を役員報酬に組み込んでいる企業において記載量が多い傾向があるとの言及があった。

<sup>11)</sup> 有限責任監査法人トーマツ「AIと専門家による2025年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析」2025年10月、金融庁「記述情報の開示の好事例集2025」2025年12月25日。

図表 9 有価証券報告書のセクション別記載量の傾向



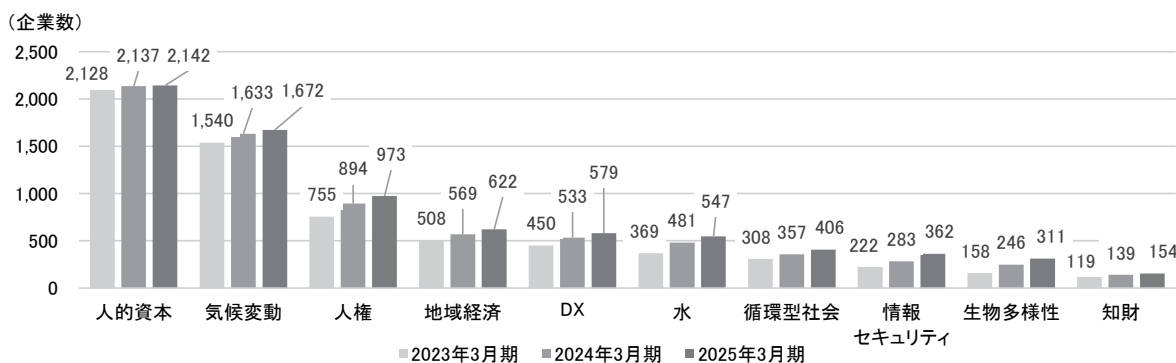
(注) 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示状況について、人工知能（AI）を活用した調査と専門家による目視調査の2手法を用いて調査。記載量は文字数。

(出所) 有限責任監査法人トーマツ「AIと専門家による2025年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析」2025年10月、より野村資本市場研究所作成

## 2. テーマ別では、人的資本、気候変動等が中心

デロイトトーマツの集計によると、【サステナビリティに関する考え方及び取組】で取り上げられたテーマでは、人的資本、気候変動等のテーマについて取り上げる企業が多かった（図表 10 参照）。これは、金融庁による集計と類似した結果になっている（図表 11～12 参照）。以下にて、デロイトトーマツ及び金融庁の調査集計結果の主なポイントを概観する。

図表 10 サステナビリティ情報の記載社数と年度推移



(注) 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示状況について、AIを活用した調査と専門家による目視調査の2手法を用いて調査。

(出所) 有限責任監査法人トーマツ「AIと専門家による2025年3月期の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示分析」2025年10月、より野村資本市場研究所作成

図表 11 サステナビリティ関連の特定の単語を含む開示をサステナ記載欄に行っている企業数及び割合<sup>(注1)</sup>

サステナビリティ 関連の単語	有価証券報告書(2024年3月期)			有価証券報告書(2025年3月期) <sup>(注3)</sup>		
	事業の状況 での開示社数	サステナ記載欄 での開示社数	サステナ記載欄 での開示割合(%)	事業の状況 での開示社数	サステナ記載欄 での開示社数	サステナ記載欄 での開示割合(%)
人的資本	1,812	1,738	95.9	1,858	1,785	96.1
気候変動	1,725	1,607	93.2	1,735	1,657	95.5
TCFD <sup>(注2)</sup>	1,017	944	92.8	1,016	975	96.0
生物多様性	272	211	77.6	317	267	84.2
人権	1,057	903	85.4	1,122	995	88.7
腐敗防止	103	68	66.0	104	73	70.2
贈収賄防止	39	20	51.3	41	21	51.2
情報セキュリティ	1,183	236	19.9	1,250	307	24.6
サイバーセキュリティ	312	76	24.4	371	105	28.3
データセキュリティ	32	26	81.3	37	29	78.4
知的財産 <sup>(注4)</sup>	1,187	176	14.8	1,198	191	15.9
DX <sup>(注2)</sup>	1,255	531	42.3	1,320	592	44.8

- (注) 1. 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)より集計。  
 2. TCFDは、気候関連財務情報開示タスクフォース。DXは、デジタル・トランスフォーメーション。  
 3. 決算日時点で上場しており、2025年7月1日までに有価証券報告書を公表した3月末決算の企業を対象として集計。  
 4. 「知的財産」、「知財」、「Intellectual Property」、「特許」、「意匠」、「商標」または「実用新案」を含むもの。

(出所) 金融庁「記述情報の開示の好事例集 2025」2025年12月25日、より野村資本市場研究所作成

図表 12 人的資本関連の特定の単語を含む開示をサステナ記載欄に行っている企業数及び割合<sup>(注1)</sup>

人的資本 関連の単語	有価証券報告書(2024年3月期)			有価証券報告書(2025年3月期) <sup>(注2)</sup>		
	事業の状況 での開示社数	サステナ記載欄 での開示社数	サステナ記載欄 での開示割合(%)	事業の状況 での開示社数	サステナ記載欄 での開示社数	サステナ記載欄 での開示割合(%)
人材戦略	328	279	85.1	391	330	84.4
中核人材	201	182	90.5	189	173	91.5
人材確保 <sup>(注3)</sup>	1,352	577	42.7	1,372	608	44.3
人材育成 <sup>(注4)</sup>	1,912	1,794	93.8	1,863	1,757	94.3
エンゲージメント	1,099	1,004	91.4	1,233	1,124	91.2
人材の多様性	885	871	98.4	847	836	98.7
従業員の安全	279	100	35.8	282	108	38.3

- (注) 1. EDINETより集計。  
 2. 決算日時点で上場しており、2025年7月1日までに有価証券報告書を公表した3月末決算の企業を対象として集計。  
 3. 「人材の確保」も含むもの。  
 4. 「人材の育成」も含むもの。

(出所) 金融庁「記述情報の開示の好事例集 2025」2025年12月25日、より野村資本市場研究所作成

## 1) 人的資本

主なトレンドとしては、(1) 単体ベースではなく連結ベースで開示する企業が増加傾向、(2) 人的資本関連で「人材育成」が最も多く記載されているトピックで、「エンゲージメント」については開示率が増加傾向、(3) 「多様性と包摂性・ジェンダー平等」、「健康と安全」、「エンゲージメントの低下」を人的資本のリスクとして認識している企業が多い、(4) 全体的に業種間で大きな差異は観察されない、等が指摘された。

## 2) 気候変動

主なトレンドとしては、(1) 最も大きなリスクとして「サプライチェーン・自然災害・事業停止」、機会の主要なトピックとして、「環境配慮型製品・エシカル消費」、「脱炭素技術開発」、「省エネ技術」、を挙げる企業が多い傾向、(2) 気候変動関連の戦略として最も多く言及された戦略は「事業継続計画 (BCP) 対策・自然災害対策」、(3) 気候関連のリスク及び機会を識別するためのシナリオ分析や、エクスポージャーを開示する企業が増加傾向にあるものの、財務的影響を開示している企業の割合が少なかった、等が指摘された。

また、気候変動に関連して、GHG 排出量の実績値を開示する企業は増加傾向にあるものの、当年度の排出量を有価証券報告書提出日に合わせて集計・開示できている企業は半数以下にとどまっており、前年度の排出量の実績値を開示しているケースが散見されたとの言及もあった。

## 3) その他のトピック

2023年3月期から2025年3月期にかけて開示企業数の増加率が高いトピックとしては、「生物多様性」、「情報セキュリティ」、「水」が挙げられた。

生物多様性については、自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) のフレームワークに基づく開示が進捗している。

情報セキュリティについては、サイバー攻撃による事業停止や個人情報の漏洩に関する懸念に関する記載が見られた。加えて、情報セキュリティについては、サイバーセキュリティ等とともに【サステナビリティに関する考え方及び取組】ではなく、【事業等でのリスク】での開示が多かったことも指摘された。

「水」に関しては、食品業種における水使用量削減の取り組みや、建設業種における工事等での水環境への悪影響低減を目指す旨の記載が見られたと示された。

## 3. サステナビリティ情報の要素同士のつながりは途上

有価証券報告書の【サステナビリティに関する考え方及び取組】は、金融庁による有価証券報告書レビューの対象となっている。2024年度のレビューで識別された課題としては、サステナビリティ情報の要素 (リスク、機会、戦略、指標及び目標) 同士のつながりについて複数の指摘が示されている<sup>12</sup> (図表 13 参照)。

デロイトトーマツが人工知能 (AI) を用いて実施した分析結果では、(1) 気候変動について、リスクや機会、戦略の記載は比較的充実しているが、それらを定量的にモニタリングするための目標及び実績の記載が GHG 排出量関連に集中する傾向、(2) 人的資本について、戦略やそれをモニタリングするための目標及び実績は比較的記載されているが、開示府令上、明確に要求されていないリスクに関する記載が乏しい傾向、等が挙げられた。

<sup>12</sup> 金融庁「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等 (識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む) 及び有価証券報告書レビューの実施について (令和7年度)」2025年4月1日。

図表 13 【サステナビリティに関する考え方及び取組】で識別された主な課題（抜粋）

- ・ サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がないまたは不明瞭である。
- ・ サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程の記載がないまたは不明瞭である。
- ・ 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がないまたは不明瞭である。
- ・ サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がないまたは不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である。
- ・ 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない。
- ・ 人的資本に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である。

(注) 当年度において新たに識別された課題について下線を付している。

(出所) 金融庁「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）」2025年4月1日、より野村資本市場研究所作成

## IV 投資家等によるサステナビリティ情報開示に関する見方

前述の金融庁が2025年12月に公表した記述情報の開示の好事例集では、投資家等が期待する主な開示ポイントとして多岐にわたるコメントが取り上げられている（図表14参照）。その中には、有価証券報告書におけるSSBJ基準準拠のサステナビリティ情報開示の義務化の開始を意識したとみられるコメントも複数含まれている。具体的には、(1) 有価証券報告書と統合報告書の棲み分け、(2) 開示情報を早期に整えられるような工夫、(3) マテリアリティに関する情報開示の精査、(4) SSBJ基準に該当する事項とそれ以外の事項の区別、(5) SSBJ基準適用を見据えたバリューチェーン全体を視野に入れた対応、に関する意見が挙げられている。

図表 14 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント

- ・ 有価証券報告書（有報）と任意開示との役割分担を整理し、重複回避と深掘りを両立することは有用。 具体的には、有報では投資家の意思決定に必要な要点をSSBJ準拠で集約する一方、詳細情報は統合報告書等に誘導することなども有用。
- ・ 有報は前年度の統合報告書の焼き直しではなく、当年度の経営判断や指標を開示する媒体であるべき。 また、投資家は有報に最新情報を求めているため、速報値であっても、有報提出時点での情報を、見積りや推計を含めた算定方法などを説明しつつ、積極的に開示することが望まれる。
- ・ 将来情報や見積りの開示に伴う虚偽記載リスクを低減するため、開示プロセスを適切に整備することや第三者のチェックを経ることが重要。適切な手続を踏んだうえで、不確実性のある情報も積極的に開示する姿勢が望まれる。
- ・ 開示プロセスを整備し、開示情報の合理性と算定方法の検証を早期から開始できるように工夫することは有用。 例えば、SSBJ基準等の開示基準の要求事項の中で、定性情報や将来予測情報など期末前に検証可能な項目を特定することや、定量情報について見積りや推計を含めた算定方法を検討するなど、従来の方法にとらわれずに、開示情報を早期に整えられるように工夫することを積極的に検討していくことは有用。
- ・ 多様な投資家が理解しやすい構成と粒度の開示にすることは、投資家の分析や評価に活用されやすくなり、企業価値向上に直結する情報を明確に示すことにつながるため有用。
- ・ AI等を利用した分析手法の広がりに対応できるように、図表だけでなくテキストでも記載し、機械可読性と分析可能性を高めることは、投資家やアナリストによる企業間比較やスコアリングに活かしやすくなるため有用。
- ・ 「マテリアリティ」の概念として、SSBJ/ISSB基準が定義する「重要性(materiality)」とTCFDや企業サステナビリティ報告指令(CSRD)におけるマテリアリティ(=重要課題)では意味合いが異なる点に留意が必要。今後、SSBJ/ISSB基準に準拠した開示を行うにあたっては、SSBJ/ISSB基準の定義に沿った開示が必要となるが、SSBJ/ISSB基準への準拠が求められていない企業においても、有価証券報告書上は、「マテリアリティ」をSSBJ/ISSB基準の定義に沿って財務的な重要性のある情報として開示することが望ましい。

図表 14 投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント（続き）

- Global Reporting Initiative (GRI) などの二軸モデル（社会影響×企業影響）は投資家向け開示に有用とは限らない。投資家を主要な利用者と明確に認識し、企業価値やキャッシュ・フローへの影響を投資家が判断できるように、企業価値に影響のある重要な情報を開示することが求められる。
- 財務情報と非財務情報のつながりについて可視化を進めていくにあたり、まずは企業価値向上にどのようにつながっていくのかについて仮説を立てることから始めることが重要。そのうえで、企業文化を変えるなどの人的資本経営の成果が現れるまでには中長期的な期間を要することなどを踏まえ、どのような情報を出せばよいかを検討することは有用。
- 今後、SSBJ 基準に準拠した開示をする企業においては、基準に沿ってサステナビリティに関する重要性のあるテーマを過不足なく開示することが適当。これは企業の社会的責任（CSR）経営を否定するものではなく、SSBJ 基準に当てはまらない事項についてはサステナビリティ情報とは別の開示欄で開示するか、またはSSBJ 基準に準拠した開示項目とは明瞭に区別した適切な項目で開示していただくことが望ましい。
- 全ての有報提出企業が TCFD や国際統合報告評議会（IIRC）の枠組みから SSBJ/ISSB 基準への移行を意識し、過渡期のギャップを是正していくことが期待される。特に、今後 SSBJ 基準の適用を見据える企業においては、バリューチェーン全体を視野に入れた対応を進めていくことは有用。
- 有報の開示においては比較可能性が重要なポイントだが、人的資本の観点では、その企業特有の性質や実態を踏まえて競争力の源泉となる人材をどう採用・育成していくのかということがポイントなので、自社の強みを活かす独自指標を設定し、それを開示することは特に重要。
- 開示の充実については、経営者と開示担当部門を始めとする関係部門の連携が重要。例えば、人的資本開示では経営戦略と人材戦略の連動性を明確に示すことがポイントであるが、経営戦略と人事戦略は直接的に連動するとは限らないので、経営戦略を起点としてその間にある道筋を特定したうえで人事戦略を表現していくなどのアプローチをとるには、関係部門間の連携が重要になる。
- 株主総会前に有価証券報告書の開示を行うことは有用であり、株主総会の 3 週間前に開示が行えれば、事業報告等との一体開示又は一本化により開示書類作成業務だけでなく会計監査対応の一本化などの効果が期待できる。株主総会の後倒しも実施することで開示の充実のためのスケジュール確保との両立も可能になる。

（注） 下線は原文による。

（出所）金融庁「記述情報の開示の好事例集 2025」2025 年 12 月 25 日、より野村資本市場研究所作成

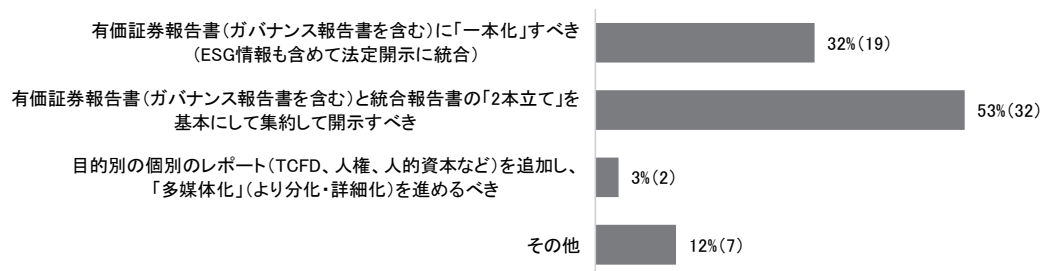
一方、QUICK ESG 研究所が 2025 年 12 月に公表した日本株の機関投資家を対象とした実態調査<sup>13</sup>では、企業の環境・社会・ガバナンス（ESG）開示物の在り方に関するアンケート結果が示されている（図表 15 参照）。その中では、有価証券報告書と統合報告書の「2 本立てを基本に集約して開示すべき」が回答選択数全体の 53%を占め、「有価証券報告書に『一本化』すべき」（同 32%）を上回り、その理由として、「（統合報告書は法定開示に比べ）『表現の自由度』が高く、企業が創意工夫や多様さを反映できるから」（同 56%）が最多だった旨が示された。一方、一本化を選択した理由においては、「定まった共通の形式の情報で『比較可能性』が高まるから」（同 53%）が最多であった。なお、同調査では、QUICK が上場企業を対象に近い時期に実施した別の調査において、「有価証券報告書に『一本化』」（回答選択数全体の 53%）が「有価証券報告書と統合報告書の『二本立て』」（同 36%）を上回り、機関投資家とは対照的な結果が出たことも言及されている<sup>14</sup>。

<sup>13</sup> QUICK ESG 研究所「2025 ESG 投資実態調査」2025 年 12 月 4 日。

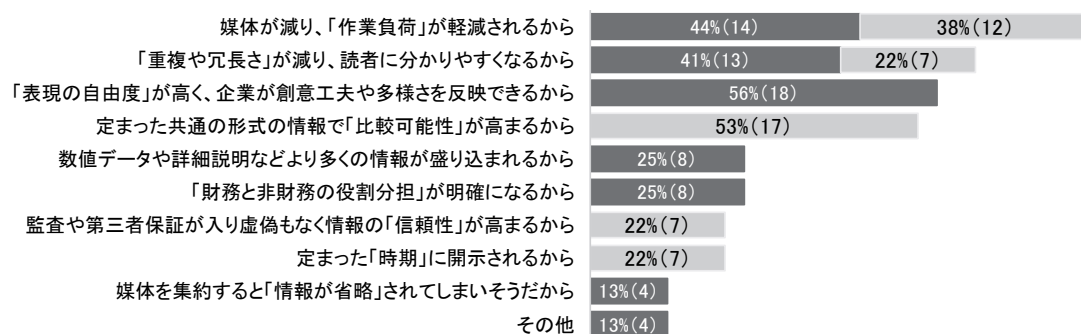
<sup>14</sup> QUICK が上場企業を対象に実施した「QUICK 短期経済観測調査」（2025 年 9 月調査、期間 2025 年 8 月 26 日～9 月 4 日、187 社回答（前掲注 13 参照））。

図表 15 企業の ESG 開示物の在り方

企業のサステナビリティ情報の開示物(レポートや報告書など)の「望ましい開示物の在り方」について、考えに最も近いもの



#### 上記で選んだ選択肢の理由 (複数回答可)



- 有価証券報告書(ガバナンス報告書を含む)と統合報告書の「2本立て」を基本にして集約して開示すべき
- 有価証券報告書(ガバナンス報告書を含む)に「一本化」すべき(ESG情報も含めて法定開示に統合)

(注) 調査対象は、日本国内に拠点を置く 276 の機関投資家。「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れ表明機関若しくは責任投資原則 (PRI) 署名機関から抽出。調査期間は、2025 年 8 月 18 日～10 月 10 日。%は回答率。カッコ内は回答選択数。

(出所) QUICK ESG 研究所「2025 ESG 投資実態調査」2025 年 12 月 4 日、より野村資本市場研究所作成

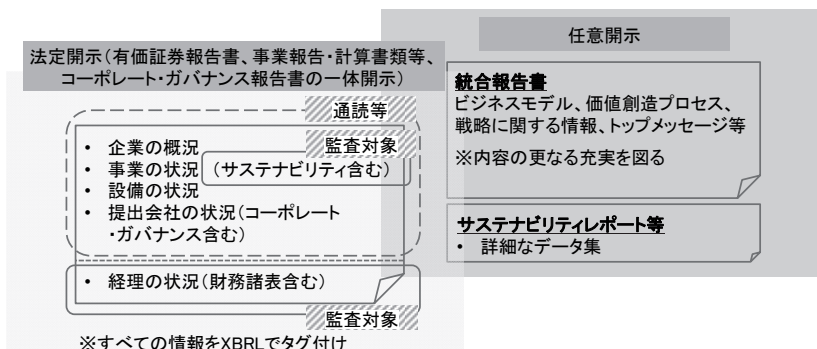
金融庁及び QUICK ESG 研究所が取り上げた投資家等による見方では、サステナビリティ情報開示体系に課題があることが示唆された。この観点に関して、経済産業省が 2024 年 4 月に立ち上げた「企業情報開示のありかたに関する懇談会」が同年 6 月に公表した中間報告<sup>15</sup>において、サステナビリティ関連情報について、「有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書とサステナビリティレポート等の間で内容の重複が生じ始めている」等の指摘が示された。

そして、将来的な企業の情報開示体系に向けたグランドデザインとして、(1) イメージ 1 (法定開示と任意開示の役割分担 [現状の任意開示としての統合報告書の重要な役割を維持する体系])、(2) イメージ 2 (二層構造の開示体系 [イメージ 1 と同様に有価証券報告書、事業報告・計算書類等及びコーポレート・ガバナンス報告書の情報を 1 つの法定開示書類に集約した上で、現在は統合報告書で開示されることが多い情報についても、必要性を検討して当該法定開示に含める体系])、を案として提示した (図表 16 参照)。

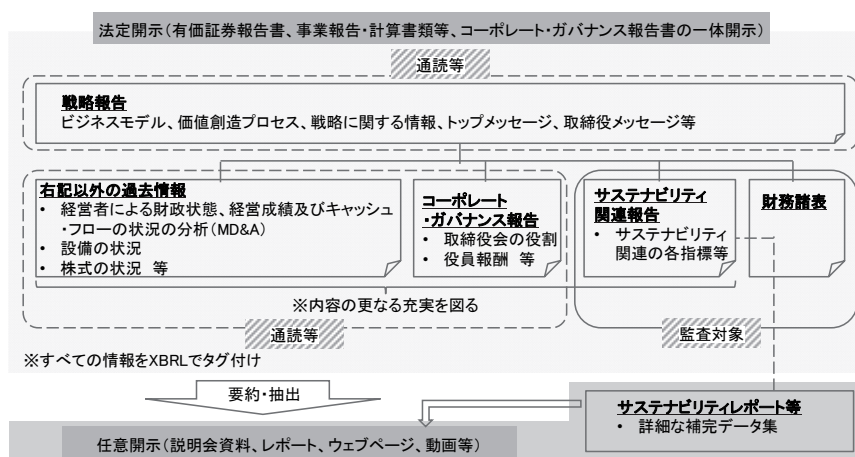
<sup>15</sup> 懇談会では、企業、投資家、その他学識経験者が集まり、諸外国企業との比較を通じ、日本企業の情報開示の現状を確認した上で、日本企業の情報開示の目指す姿についての議論が行われた (経済産業省「企業情報開示のあり方に関する懇談会 課題と今後の方向性 (中間報告)」2024 年 6 月)。

図表 16 企業情報開示の目指す姿に関するイメージ案

イメージ案 1: 法定開示と任意開示の役割分担



イメージ案 2: 二層体系の開示体系



(出所) 経済産業省「企業情報開示のあり方に関する懇談会 課題と今後の方向性 (中間報告)」2024年6月、より野村資本市場研究所作成

## V 今後の注目点

日本では、必要な法改正を経て、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示が、プライム市場上場の時価総額の大きな企業から 2027年3月期より順次義務化される予定となった。適用対象企業は、(1) SSBJ 基準への準拠、(2) 4つの構成要素 (ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標) について開示、(3) 義務化の翌年から保証を取得、することが求められることになる。

本稿で取り上げた企業や投資家等による対応状況や見方を踏まえると、サステナビリティ情報開示が今後、効果的かつ実効性のあるものになるための主な注目点としては、(1) (構成要素同士、サステナビリティ情報と財務面) のつながりの確保、(2) 開示体系の精査、(3) 読み手を意識した継続的な質の改善、が挙げられる。

1点目について、主要読者と想定される投資家は、サステナビリティ要素が損益等を通じて企業価値にどのような影響を及ぼす可能性があるかを中心に、開示情報を読むと想定される。そのような中、開示内容の説得力を上げるためには、構成要素同士のつながりに

加え、サステナビリティ情報と財務面のつながり、すなわちサステナビリティへの取り組みが財務の数字につながることをしっかりと確保する形で見せることが大切になると考えられる。

2点目について、サステナビリティ情報開示が浸透していく中で複数の開示物間で重複、メッセージのブレが観察され、必ずしも読者にとって利便性のある情報開示体系になっていないケースもあるとみられる。今後、SSBJ 基準準拠のサステナビリティ情報開示が始まる中、最適な情報開示体系を見極めていくことが求められると想定される。

3点目について、情報開示は金融資本市場で円滑にファイナンスを実施するためのサポートとも言えるものである。企業や金融市場を取り巻く状況が刻々と変化中、投資家を始めとした読み手が求める情報を随時把握し、継続的に質の改善を図ることがますます重要になると予想される。